

(別添2)

厚生科学研究研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究

平成12年度 総括・分担研究報告書

主任研究者 木村 哲彦

平成13(2001)年 3月

(別添3)

目 次

I. 総括研究報告	
身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究	1
木村 哲彦	
II. 分担研究報告	
1. 身体障害者福祉法以外の法律との関連性に関する調査研究	2
2. 障害の範囲・認定についての研究－福祉の立場から－	3
3. 障害の範囲・認定に関する研究－医療の立場から－	4
4. 身体障害者の生活実態に関する研究	5

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
総括研究報告書

身体障害者福祉法における障害認定の在り方に関する研究

主任研究者 木村 哲彦 日本医科大学整形外科医療管理学教室教授

研究要旨

現状の身体障害者の範囲・認定について、医療、福祉の立場からその現状と課題について明らかにするとともに、外国を含む関連制度およびわが国の身体障害者の実態について調査する。

分担研究者

長谷川恒範 全国生活協同組合連合会
医療顧問
佐藤忠 岩手県立大学社会福祉学部教授
植村英晴 日本社会事業大学社会事業研
究所助教授
香川眞 流通経済大学教授

A. 研究目的

現状の身体障害者の範囲・認定について、医療、福祉の立場からその現状と課題について明らかにするとともに、外国を含む関連制度およびわが国の身体障害者の実態について調査する。

B. 研究方法

医療、福祉分野におけるこれまでの認定にかかわる法令、通知、疑義解釈、図書等の資料を調査し、医学的な立場から今後の課題と考えられる事項について整理した。
外国の制度については、文献調査により実施し、アメリカ、ドイツ、フランスの主要法律について関連部分を翻訳した。

C. 研究結果

現状の障害認定の考え方について福祉面からは、障害認定の目的、障害認定の原則、現状の障害認定を支える考えにおける検討課題が明らかになるとともに、医療面からは、解剖学的な構造の欠損の取り扱い、医学検査法、日常生活活動の制限等についての検討課題が明らかになった。
また、制度面については、わが国の身体障害者関連制度について整理するとともに、ア

メリカ合衆国、ドイツ、フランスにおける身体障害者認定について調査し、米国の社会保障法、ドイツの重度障害者法、フランスでは、障害者基本法の関連部分を翻訳した。

また、身体障害者の実態について整理した。

D. 考察

今後は、個々の検討課題について取り上げて、そのあり方について検討する必要がある。

E. 結論

現状の身体障害者の範囲・認定における医療、福祉面からの今後検討課題について明らかになるとともに、諸外国の制度、わが国の身体障害者の実態について、今後の検討のための調査資料を提供した。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者福祉法以外の法律との関連性に関する調査研究

分担研究者 植村 英晴 日本社会事業大学社会事業研究所教授

研究要旨

身体障害者福祉法における障害の範囲及び認定について、今後の検討のための資料として主に国外の身体障害者関連制度を調査した。

A. 研究目的

我が国の身体障害者福祉法に基づく障害認定は、身体障害者福祉サービスの給付と直接に関係するために公平性や透明性が求められている。したがって、ここでは諸外国では障害福祉サービスの給付に関係する障害認定がどのように行われているのか調査する。

B. 研究方法

諸外国の身体障害者認定制度について文献調査を実施し、その内容を整理すると共に、主要な文献については翻訳した。

C. 研究結果

イギリス、ニュージーランド、オーストラリアにおける身体障害者認定について調査した。

イギリスの障害認定制度は、年金、手当、サービス利用等制度により認定方法はばらばらであるが、わが国の身体障害者福祉法に近い制度では、「能力障害」による認定が比較的多く取り入れられていることがわかった。

また、ニュージーランドにおいては、身体障害者の障害認定は社会的な側面を含めて総合的に評価されていた。しかし、高齢に伴う身体障害者については統一的なニード・アセスメントを行い障害認定を実施していた。

オーストラリアにおいては、各州において身体障害者の認定基準が不統一であったために、連邦政府が障害認定基準を定め、認定機関を設置し、統一的に実施していた。

これらについて、関連資料について必要な箇所を翻訳・整理した。

D. 考察

身体障害者の障害認定を公平透明に実施するのは大変困難なので、各国ともさまざまな制度や認定機関を設けている。そして、障害の認定は、共通する部分もあるが、その目的によって異なることも分かった。

E. 結論

ニュージーランド、オーストラリアにおいて障害福祉サービスの給付に関係する障害認定がどのように行われているのか調査した。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

障害の範囲・認定についての研究—福祉の立場から—

分担研究者 佐藤 忠 岩手県立大学社会福祉学部教授

研究要旨

身体障害を認定する制度が、その制度の目的により認定方法・基準にどのような違いがみられるのかを調査した。その結果、制度の目的として、社会防衛、保護、補償、自立支援、権利擁護等があったが、多くは、複合的な目的をもっており、必ずしも首尾一貫した原則であるというわけではなかった。

A. 研究目的

平成 11 年度の研究で、国内外とも身体障害者に対するサービスを提供する制度は、それぞれ認定制度をもっているために、多くの身体障害認定制度があることがわかった。また、それぞれの制度は、制度の目的を実現するために障害認定を行っているため、その目的を実現するためにいろいろな方法・基準によって認定を実施していることがわかった。

今年度は、昨年研究成果を受け、制度の目的により認定方法・基準にどのような違いがみられるのかを検討した。

B. 研究方法

各認定制度における認定方法・基準について文献により調査し、制度の目的と認定方法・基準の特徴を抽出し整理した。

C. 研究結果

障害者サービスを提供する制度の目的としては、社会防衛、保護、補償、自立支援、権利擁護等があげられていたが、通常単一の目的をもつものはまれで、多くは、複合的な目的をもっていた。そのため、制度の主たる目的の違いによる認定方法・基準違いとしては、金銭手当を提供する制度は、概して認定基準が厳しいという傾向等の傾向がみられたが、必ずしも首尾一貫した原則であるというわけではなかった。

D. 考察

認定の目的と認定方法・基準との関係について、そのあるべき姿を考察するとともに、その観点から今後の身体障害者福祉法の認定方法のあり方について考察する必要がある。

E. 結論

身体障害を認定する制度が、その制度の目的により認定方法・基準にどのような違いがみられるのかを調査した。その結果、制度の目的として、社会防衛、保護、補償、自立支援、権利擁護等があったが、多くは、複合的な目的をもっており、金銭手当を提供する制度は、概して認定基準が厳しいという傾向等がみられたが、必ずしも首尾一貫した原則であるというわけではなかった。

F. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

障害の範囲・認定に関する研究－医療の立場から－

分担研究者 長谷川恒範 全国生活協同組合連合会

研究要旨

身体障害者福祉法における障害認定方法について、「能力障害」、「機能障害」、「社会的不利」の観点からの総合評価法の検討が必要と考えられた。「能力障害」の評価について、一部の ADL 評価表の分析・検討を行うとともに、新たな ADL 評価法を試作した。

A. 研究目的

身体障害者福祉法における障害の認定法についての新たな考え方を提言するとともに、その評価法の具体化に向けて検討する。

B. 研究方法

従来の「機能障害」に重きをおいた障害評価から、「能力障害」、「機能障害」、「社会的不利」の側面からの総合的評価法の確立に向けての検討のひとつとして、「能力評価」の方法について、現在比較的広く用いられている ADL 評価法である「FIM (Functional Independence Measure)」とともに、ADL 項目に適当な重み付けを行った「SAIN(Scored ADL Index of NRC)」について、主にその配点構造の違いの分析や Rasch 解析を用いた項目の点数重み付け方法などについて比較、検討した。

対象は、国立身障者リハビリセンター入院脳血管片麻痺患者の 444 人・回の ADL 評価結果である。

C. 研究結果

FIM および SAIN の検討から次のような結果を得て、FIM 評価に SAIN の重み付け法を適応した換算評価表を試作した。

① ADL 評価項目の選定について

FIM では、食事のスプーン・はし、入浴でのシャワー・浴槽、移動での車椅子移動・歩行での点数に区別がないことは、障害像を点数に反映させる上では検討を要すると思われた。

②ADL 評価項目配点について

FIM では、すべての ADL 項目が 7 段階評

価の同じ重み付けである。SAIN では、項目難易度（非自立率で示す）に応じた重みをつけ、さらに、難易度順の獲得点数の加算点数が、達成できた項目最高難易度と比例するように調整されており、総合点数からの ADL 状態の予測が捉えやすい。一方、SAIN は、評価段階が 2 - 3 段階と少なく、細かな能力の違いが反映されにくい。また、Rasch 解析に基づいて得られる ADL 項目難易度を SAIN のものと比較したところ、根本的な難易度の算出方法が異なるにも係らず、非常に近いことが確認された。

③ADL 評価項目の項目情報関数について

FIM では、7 段階の多段階評価であり、特に 2、3、4 点の識別力が小さい傾向を認めた。多段階評価では、評価のばらつきを抑えるための評価方法の習熟の重要性が指摘できる。一方、SAIN では、評価段階が 3 段階と少ないこともあると思われるがバランスのよい識別パラメタになっていた。

④FIM 項目への SAIN の重み付け法適用

日本でも広く使われつつある FIM に、点数重み付けに理論的妥当性図った SAIN の配点法を組み合わせた換算評価表を試作した。

D. 考察

FIM と SAIN の両方の特性を生かした ADL 評価表を障害認定に適応できる可能性がある。

E. 結論

FIM、SAIN のそれぞれの ADL 評価表の特徴が明らかになり、それぞれの利点を生かした FIM 換算評価表を試作した。

厚生科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者の生活実態に関する研究

分担研究者 香川 眞 流通経済大学教授

研究要旨

身体障害認定における大きな課題のひとつである重度の高次脳機能障害者を対象に、生活状況、家族状況、所得状況、サービス利用状況、外出状況等について身体障害者手帳取得の有無による差があるのかを面接調査したところ、対象者の年齢若いためにはっきりと差がでなかった。

A. 研究目的

現在、身体障害認定における大きな課題のひとつである高次脳機能障害者について身体障害者手帳取得の有無により障害者自身および家族の生活実態の違いがあるのかについて実態調査を行った。

B. 研究方法

重度(介護度の高い)高次脳機能障害者で、身体障害者手帳を持っている人10名、身体障害者手帳を持っていない人10名を対象に、生活状況、家族状況、所得状況、サービス利用状況、外出状況等について「生活実態調査票」に基づき、面接調査を実施した。

C. 研究結果

身体障害者手帳取得の有無による高次脳機能障害者および家族の生活実態の違いについて、外出の頻度と方法に関して、手帳を所持している人は、介助者を伴って移動する割合が高いのに対し、手帳を所持していない人は、一人で外出する割合が高いという違いはあったものの、それ以外の項目では違いは必ずしも明確にはならなかった。

全体として、自由回答を中心に、治療、心理、将来の不安等さまざまな事柄についての不安が寄せられた。

さらに、回答のほとんどが介護者からのものであり、本人と介護者に認識の差があったことが特徴的であった

D. 考察

対象者の半数以上の13名が、10～20代であり親が健在で世帯の経済状況が比較的安定していることから、生活実態の違いがはっきりと現れなかったのではないかと考えられた。また、本人及び保護者に、治療が優先するという認識があるように思われた。

E. 結論

重度の高次脳機能障害者を対象に、生活状況、家族状況、所得状況、サービス利用状況、外出状況等について身体障害者手帳取得の有無による差があるのかを面接調査したところ、対象者の年齢若いためにはっきりと差がでなかった。また、家族支援の必要性が伺われた。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他